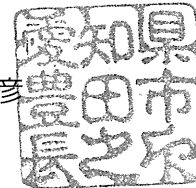


下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和3年6月8日

豊田市長 太田 稔彦



1 委託する業務

(1) 業務名 ものづくり創造拠点SENTANピッチイベント企画運営業務委託

(2) 業務の概要

ものづくり創造拠点SENTAN発の「新規性・独創性のある製品・技術等」のピッチイベントを開催し、知見・ノウハウを有するサポーター（協業、販路開拓、広報、産学連携等を支援する者）や、製品・技術等に関心の高い全国の事業者等との新たな出会いやつながりの機会を提供することで、新たな価値を創出し、新事業を形にするオープンイノベーションの推進を図るものである。

(3) 履行期限 令和4年2月25日（金）

(4) 提案限度額 7,000,000円（消費税込み）

2 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 公告日において、令和2・3年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

(5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

(6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別紙に定める資本関係や人的関係がないこと（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。

(7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者（ただし、(1)に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登載されたものに限る。）であること。

イ 平成28年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の「100名程度の規模のピッチイベントの企画運営業務」で元請として1件当たり税込金額300万円以上の履行実績を有する者であること。

3 業務説明資料等の交付

(1) 交付期間 令和3年6月8日（火）から同月23日（水）まで（日曜日及び月曜日を除く。）

- (2) 交付場所 ものづくり創造拠点 SENTAN 2階事務室（豊田市拳母町2-1-1）又は次世代産業課ホームページからダウンロード

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和3年6月23日（水） 午後5時
(2) 提出場所 ものづくり創造拠点 SENTAN 2階事務室（豊田市拳母町2-1-1）
(3) 提出方法 持参、郵送又はメール（提出期限必着）
(4) 添付資料 2 参加資格要件（7）イが確認できる書類（契約書等の写し）

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和3年6月24日（木）
(2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和3年6月23日（水） 午後5時
(2) 受付方法 持参、郵送又はメール（受付期限必着）
(3) 回 答 令和3年6月29日（火）までに参加者にメールにて行う。

7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面10枚以内（業務経歴のうち、契約書の写し、検査結果通知の写し及び業務担当責任者として従事したことがわかる書類の写し並びに見積書及び積算内訳書を除く。）に下記内容を記載（提出部数は正本1部、副本9部）。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

(1) 業務経歴

平成28年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の「100名程度の規模のピッチイベントの企画運営業務」で元請として1件当たり税込金額300万円以上の履行実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）、契約書の写し、検査結果通知の写し及び業務担当責任者として従事したことがわかる書類の写し

(2) 業務担当体制

業務担当責任者、主任担当者等の資格、経歴、同種・類似業務実績及び現在の手持ち業務

(3) 業務実施方針

実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

(4) 本業務への提案や意見

以下のアからウまでについて提案、意見を表明すること。

ア 事業の企画・実施に係る提案

(ア) ものづくり創造拠点SENTANピッチイベントの具体的な実施方法の提案

(イ) ものづくり創造拠点SENTANミニピッチイベントの具体的な実施方法の提案

(ウ) プレゼンター向け事前ワークショップの具体的な実施方法の提案

(エ) コロナ禍を踏まえた上記（ア）から（ウ）までの開催方法の提案

イ サポーター集積の交渉・調整に係る業務

(ア) 受託者の知見とネットワークを生かしたサポーター候補の具体的な提案

(イ) サポーター候補の交渉、調整方法の具体的な提案

ウ 広報等に係る業務

(ア) イベントの周知方法及び集客方法の具体的な提案

(イ) イベント開催後の広報方法の提案

- (5) 工程計画
- (6) 見積書及び積算内訳書（1部）

8 提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和3年7月6日（火） 午後5時
- (2) 提出場所 ものづくり創造拠点 SENTAN 2階事務室（豊田市挙母町2-1-1）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- (4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

9 ヒアリング

- (1) 開催日時 令和3年7月13日（火） 午後2時から午後5時までのうち指定する25分間（時間は後日連絡する。）
- (2) 開催場所 ものづくり創造拠点 SENTAN 3階セミナールーム（豊田市挙母町2-1-1）
- (3) 備考
 - ア 説明10分以内（時間厳守）、質疑応答15分とする。
 - イ 出席者は3名以内とする。
 - ウ 説明は提出資料のみとし、模型、パネル、追加資料等の持込みは認めない。
 - エ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - オ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、ヒアリングの方法を変更する可能性がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

10 評価基準

- (1) 以下項目について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計が最高得点の者を契約の相手方として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。
 - ア 業務経歴等
 - (ア) 企業の業務実績（10点）
 - (イ) 業務担当者等の能力（10点）
 - イ 業務実施計画等
 - (ア) 業務実施方針（20点）
 - (イ) 本業務についての提案・意見 ア・イ・ウ（56点）
 - (ウ) 工程計画（4点）

※詳細は別紙「評価基準」のとおり
- (2) 最高得点と同点の場合は、見積金額の安価な者を契約の相手方として特定する。
- (3) 提案者が1者の場合でも、最低基準に達しない者は契約の相手として特定しない。
- (4) 選考は、以下の5名の委員により行う。
 - 学識経験者 2名
 - 産業部商工振興室長
 - 企画政策部未来都市推進課長
 - 産業部次世代産業課長

1.1 選考結果の通知及び契約

(1) 選考結果通知(予定)日 令和3年8月 3日(火)

(2) 契約(予定)日 令和3年8月18日(水)

プロポーザルにより特定された者には、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定

1.2 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

(2) 次に掲げる提案は無効とする。

ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案

イ 見積金額が提案限度額を超える提案

ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

エ 市が示した条件に違反した提案

オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(3) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出を認めない(本市から指示があった場合を除く。)

(4) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例(平成10年条例第34号)の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

(5) 令和4年度から令和6年度までのものづくり創造拠点SENTANピッチイベント企画運営業務委託について、本業務の契約の相手方と随意契約することがある。ただし、契約は、単年度毎とし、前年度の当該業務の履行結果が優良の場合とする。

(6) 選考結果通知後の辞退は認めない。

【問合せ先(提出先)】

〒471-0023 豊田市挙母町2丁目1番地1(ものづくり創造拠点SENTAN内)

豊田市役所産業部次世代産業課

電話 0565-47-1250(直通)

FAX 0565-47-1252

メールアドレス monozukuri-sozo@city.toyota.aichi.jp

【別紙】

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

- ① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

- 5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

